

Title	財務諸表を用いた独立行政法人の活動分析に関する一考察
Author(s)	井上, 悟志
Citation	年次学術大会講演要旨集, 40: 647-650
Issue Date	2025-11-08
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	https://hdl.handle.net/10119/20270
Rights	本著作物は研究・イノベーション学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Research Policy and Innovation Management.
Description	一般講演要旨

財務諸表を用いた独立行政法人の活動分析に関する一考察

○井上悟志（東京理科大学大学院経営学研究科技術経営専攻）

inoue.satoshi@rs.tus.ac.jp

1. はじめに

独立行政法人は、独立行政法人通則法（以下、「通則法」）により、事業年度ごとに財務諸表を作成することが義務付けられている。法人はこれに基づいて財務諸表を詳細に作成し、各々のウェブサイト上で開示しているが、その情報は十分に活用されているとは言えない状況にある。企業とは組織の性格が異なることもあり、活用手法も確立していないようである。本稿では、独立行政法人なかでも国立研究開発法人に焦点を当て、財務諸表に記載されている情報を活用する方策について考察する。

2. 先行研究

独立行政法人の財務諸表に着目した研究は、全般的な制度を論じたもの（佐藤(2019)）のほか、国立病院機構に着目したもの（衣笠(2007)）、国立大学法人に着目したもの（植草・高岡(2005)）、地方自治体に着目したもの（兼村(2017)）などがあるが、国立研究開発法人に着目したものは見当たらない。

3. 財務諸表作成・開示の根拠等

3.1. 法令上の根拠

通則法第38条第1項には「独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。」と定められている。同法では「貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書」を「財務諸表」と呼称している。

また、独立行政法人の「財務諸表」は、同条第3項により官報に公告することが義務付けられているが、第4項ではそれに代えて日刊新聞紙への掲載や電子広告も認められている。実態としては、電子公告の形態により各法人のウェブサイトで公開しているのがほとんどである。

3.2. 民間企業が作成する財務諸表との相違

会社法は、株式会社に対して、「各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）、事業報告及び附属明細書を作成しなければならない」としており、ここでいう計算書類に貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表が含まれている。（なお、会社法では、財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書を「財務諸表」と呼称している）

また、金融商品取引法（以下、「金商法」）の体系の中では、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」において、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書を財務諸表としている。

3.3. 開示形態

通則法は、独立行政法人は「主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監査報告を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない」と規定している。ただし、主務省令に定める書類については電子公告すなわち平たく言えば各法人のウェブサイトへの掲載をもってこれに代えることが認められている。この場合、主務省令で定める期間について継続して当該公告をしなければならないが、例えば国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）ではこの期間は5年となっている。しかしながら、JSTに限らずほとんどの法人で、発足以来すべての事業年度の財務諸表を継続して公開しており、一般の使用の便に供するとともに積極的な開示責任を果たしている。

4. 独立行政法人財務諸表分析の難しさ

会計理論の教科書によれば、企業が情報開示する基本理念は、債権者保護（会社法）及び投資者保護（金商法）にあるとされる。一方、通則法第 37 条は、独立行政法人の会計は「原則として企業会計原則によるものとする」と規定し、外形的には企業と独立行政法人の財務諸表に違いはないように見える。

しかしながら、その理念においては、独立行政法人が持つ「公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としない等」の特殊性を考慮して必要な修正を加えることとしている。これを踏まえ、実際の財務諸表を比べてみると、例えば損益計算書では、企業における売上高、売上原価といった項目が存在せず、独立行政法人には代わりに業務費という項目がある。貸借対照表でも、独立行政法人では企業にはない運営費交付金債務という項目が流動負債の大宗を占めている。キャッシュ・フロー計算書でも、企業における営業キャッシュ・フローは業務キャッシュ・フローとなっている。

こうした相違は、一見技術的で軽微なものに思えるが、企業分析で用いられる財務諸表分析の手法を独立行政法人へ機械的に適用しようとする、その目的・性格の違いから、意味のある分析結果が得られないことが多い。ここに分析の難しさがある。

表 1. 会計において考慮すべき企業と独立行政法人の相違点

①	✓	独立行政法人は公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としない。
	✓	独立行政法人の支出は国の公共的な事務及び事業を確実に実施するためになされるものであり、より多くの収入をあげるためになされるものではない。
	✓	国は独立行政法人の業務運営のために必要な財源措置を講ずることとしている。
②	✓	独立行政法人独自の判断では意思決定が完結し得ない場合がある。
③	✓	独立行政法人には、毎事業年度における剰余金の獲得を目的として出資する資本主を制度上予定していない。
④	✓	独立行政法人の自律性・自発性と、原資が税金である運営費交付金の厳格な扱いとの調整を図る必要がある。

（出所）「独立行政法人会計基準の設定について」を基に筆者作成

5. 分析手法

本稿では、独立行政法人が作成する財務諸表のうち、キャッシュ・フロー計算書に着目した。これは、損益計算書又は貸借対照表と比較して、その意味するところが企業会計に近いと考えたためである。また、主に対象とする独立行政法人を資金配分機関（FA）、具体的には国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）とした。これは、FA はその性格上運営費交付金又は補助金として国から交付される資金を、短期・中期・長期の資金需要に対して適切に配分することが求められるため、配分可能資金としてフリー・キャッシュフロー（FCF）の動きを追うことにより政策とその執行との間のリンケージについて何らかの示唆を得ることができるのではないかと考えたためである。

具体的には、まず JST の FCF 推移について調べ、長期トレンドを把握する。次に、JST に設置された基金への政策的資金投入と FCF の関係について調べる。あわせて、FA ではない類似法人、具体的には国立研究開発法人理化学研究所（理研）及び先般国際卓越大学第 1 号として選定された国立大学法人東北大学（東北大）について FCF の推移を調べ、FA との相違を明らかにする。

6. 分析結果

6.1. キャッシュフローの推移

図 1 に、JST のキャッシュ・フローの推移を示す。

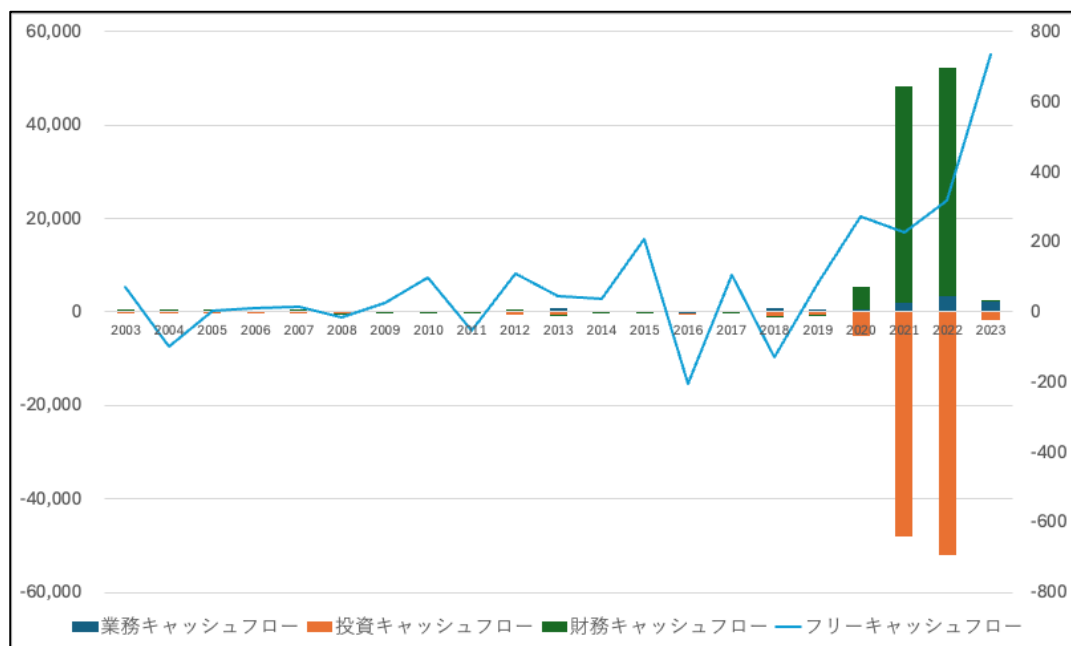


図 1. JST の FCF 推移（第 1 期から第 21 期）【単位：億円】

（出所）筆者作成

棒グラフは、業務キャッシュ・フロー、投資キャッシュ・フロー、財務キャッシュ・フローの推移、折れ線は FCF の推移である。グラフから、2020 年度以降特に 2021 年度（第 19 期）及び 2022 年度（第 20 期）において投資キャッシュ・フロー及び財務キャッシュ・フローが他期と比較して異常値を示していることがわかる。

また、投資キャッシュ・フロー及び財務キャッシュ・フローと比較すると小さく見えてしまうが、業務キャッシュ・フローも 2018 年度（第 16 期）以降大きく伸びている。

6.2. 政策との対応

6.2.1. 大学ファンドとの対応

大学ファンドは、世界と伍する研究大学の構築に向けて JST に 10 兆円規模のファンドを設置し、研究大学へその運用益を原資とした資金配分を行う政策である。政府出資金と財政投融资資金により、合計 10 兆円の運用元本を確保している（表 1）。2020 年度から 2022 年度にかけての、投資キャッシュ・フロー及び財務キャッシュ・フローの異常値の原因は、明らかにこの政策の結果である

表 1. 大学ファンドの資金源

政府出資金（2020 年度）	5,000 億円
政府出資金（2021 年度）	6,111 億円
財政投融资資金（2021 年度）	4 兆円
財政投融资資金（2022 年度）	4 兆 8,889 億円
合 計	10 兆円

（出所）筆者作成

6.2.2. 基金事業との対応

一方で、2020 年度以降の FCF の伸びは、大学ファンドの影響を大きくは受けていない。大学ファンドの資金は JST では「助成勘定」へ区分整理されているが、助成事業の FCF が全体の FCF に占める割合は、2020 年度で 7.3%、2021 年度で 1.0%、2022 年度で 2.4%である。

図 2 に、JST の期首残高、期首残高と基金投入額の合計及び FCF の推移について示す。文部科学省が公表する令和 5 年度基金シートによれば、JST には 6 つの基金が組成され、10 の事業を実施している。図 2 に、JST の期首残高、期首残高及び基金投入額の合計、FCF の推移を示す。このグラフから、2020 年度以降の FCF の増加は、基金投入額の伸びと関係し、FCF だけでなく期首残高も積み上がっている様子がわかる。

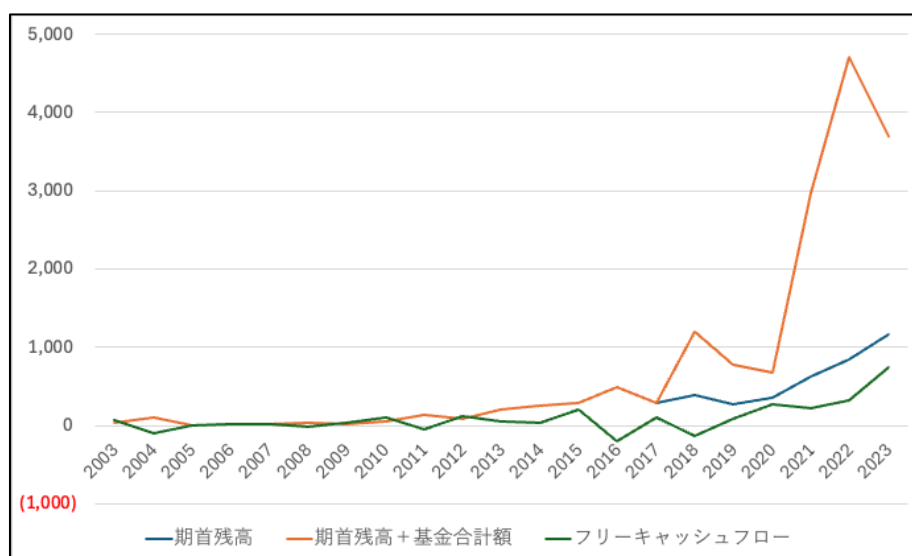


図 2. JST の期首残高、期首残高/基金投入額合計及び FCF 推移（第 1 期から第 21 期）【単位：億円】

（出所）筆者作成

7. 考察

図 1 に示す JST のキャッシュ・フローの推移からは、2015 年度頃から FCF の動きが荒くなりそれまでとは異なる傾向を示していること、2020 年度以降は長期平均をとってもゼロに回帰しないこと、2020 年度から 2022 年度にかけて投資キャッシュ・フロー及び財務キャッシュ・フローに異常が見られることなどがわかる。そこで、この時期の政策の動きを確認してみると、JST では 2013 年度に最初の政策的な勘定である「革新的新技術研究開発業務勘定」が設けられている。2018 年度には最初の基金が造成され、その後 6 基金の中で 10 事業が実施されている。また、2020 年度の補正予算で 5,000 億円の政府出資金を手当したのを皮切りに 3 年間で 10 兆円の大学ファンドが組成されている。独立行政法人においても、通常は、キャッシュ・フローの推移は大きく変化することはない、FCF も長期的にはゼロを中心とした変動を示す。すなわち、科学技術政策の執行機関たる FA のキャッシュ・フローの変化を見ることによって対応した政策の動きを見てとることができると考えられる。

一方で、図 1 で示すように FCF の急増と投資キャッシュ・フロー及び財務キャッシュ・フローの異常値のタイミングが重なっていることから因果関係が推測されるが、実際には大きな関係はなかった。このように、表面的な観察にとどまると政策との関係を誤認するおそれもあることがわかった。

8. まとめ

本稿では、継続的に開示されていながら活用が見られていなかった国立研究開発法人の財務諸表なかでもキャッシュ・フロー計算書に着目し、JST のケースについて分析を試みた。その結果、予想されたことではあるが、政策の影響を大きく受けていることが確認された。また逆に、キャッシュ・フロー計算書の動きを眺めることにより政策意図を読み解く端緒が見えた。

今後は、より精緻な分析手法を開発するとともに、FA 以外の独立行政法人まで射程を広げていきたい。

参考文献

- [1] 佐藤綾子. 「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」 及び 「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」 における財務報告の重要性. 会計検査研究, 2019, 59: 33-51.
- [2] 衣笠陽子. 医療機関の赤字経営とその意味—独立行政法人国立病院機構の分析を通して—. 管理会計学: 日本管理会計学会誌: 経営管理のための総合雑誌, 2007, 15.2: 93-108
- [3] 植草茂樹; 高岡華之. 国立大学法人の財務指標とその可能性. 2005. PhD Thesis. National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education Repository.
- [4] 兼村高文. 改めて地方自治体の財務書類について考える～ 総務省が公表した 「統一的公会計基準」に関連して～. 自治総研, 2017, 43.469: 1-28.